

随意契約から一般競争への移行状況について

平成 28 年 3 月
国立大学法人神戸大学財務部

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも 20 年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

また、平成 24 年度に引き続き平成 27 年度において、平成 18 年度に締結した随意契約について、一般競争への移行状況の点検・見直しを行った。

【全体】

		平成 18 年度実績		見直し後(平成 24 年度)		見直し後(平成 27 年度)	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(3%) 3	(1%) 18	(3%) 3	(1%) 18
一般競争入札等	競争入札			(22%) 27	(35%) 1, 107	(22%) 27	(35%) 1, 107
	企画競争	(%) 4	(%) 65	(3%) 4	(2%) 65	(4%) 5	(2%) 75
随意契約		(100%) 117	(100%) 3, 092	(72%) 87	(62%) 1, 967	(71%) 86	(62%) 1, 957
合 計		(100%) 121	(100%) 3, 157	(100%) 121	(100%) 3, 157	(100%) 121	(100%) 3, 157

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成 18 年度実績		見直し後(平成 24 年度)		見直し後(平成 27 年度)	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		() %	() %	() %	() %
一般競争入札等	競争入札			() %	() %	() %	() %
	企画競争			() %	() %	() %	() %
随意契約		(100%) 3	(100%) 31	(100%) 3	(100%) 31	(100%) 3	(100%) 31
合 計		(100%) 3	(100%) 31	(100%) 3	(100%) 31	(100%) 3	(100%) 31

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成 18 年度実績		見直し後(平成 24 年度)		見直し後(平成 27 年度)	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(3%) 3	(1%) 18	(3%) 3	(1%) 18
一般競争入札等	競争入札			(23%) 27	(35%) 1, 107	(23%) 27	(35%) 1, 107
	企画競争			() % 4	() % 65	(3%) 4	(2%) 65
随意契約		(100%) 114	(100%) 3, 061	(72%) 84	(62%) 1, 936	(70%) 83	(62%) 1, 926
合 計		(100%) 118	(100%) 3, 126	(100%) 118	(100%) 3, 126	(100%) 118	(100%) 3, 126

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型 区分
＜競争性のない随意契約によらざるを得ない場合＞	
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
ロ 当該場所で行なわなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6
ニ その他	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12

(注)本表は、随意契約によらざるを得ない場合について、国の取扱いに準じて一覽性を持たせるために類型化したものである。